

随意契約報告書

- 1 担当課 教育総務課
- 2 施行番号 契教総 第 22 号
- 3 事業名 申原小学校プールろ過装置取替工事
- 4 事業場所 申原申原小学校
- 5 事業概要 プールろ過装置切替弁他取替工事、プールろ過装置ろ材入替及びタンクFRPライニング補修工事
- 6 工期 令和 4年4月13日 ～ 令和 4年6月30日
- 7 請負代金額 6,820,000 円
- 8 契約締結日 令和 4年4月13日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市守山区新守山 3 4 1 2
名称 ゼット工業（株）
代表取締役 山内 滋子
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

随契先であるゼット工業株式会社は、申原小学校新築時におけるプールろ過装置の施工及び同校ろ過装置の保守点検の実績もあり、また令和3年度にろ過装置の修繕を行っていることから現場を熟知しており、早期の施工が見込めるため。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 7 号
- 3 事業名 大崎浄水場膜ろ過ユニット流量計更新工事
- 4 事業場所 長島町中野 大崎浄水場
- 5 事業概要 膜ろ過ユニット 6 系列 流量計 6 台
- 6 工期 令和 4年4月22日 ～ 令和 4年10月31日
- 7 請負代金額 6,270,000 円
- 8 契約締結日 令和 4年4月22日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山 3-7-3
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所
中部事業所長 木戸 正昭
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

契水工第7号

大崎浄水場膜ろ過ユニット 流量計更新工事

随意契約理由書

- ・ 関係法令

地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さない場合

- ・ 随意契約理由

大崎浄水場を含む恵那市水道施設運転管理業務委託をオルガノプラントサービス（株）中部事業所と契約しており、大崎浄水場の管理業務過程で作業が発生するため。

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 36 号
- 3 事業名 恵那市リサイクルセンター 缶プレス機更新
- 4 事業場所 恵那市リサイクルセンター
- 5 事業概要 缶プレス機交換修繕、貯留ホッパ交換修繕、供給コンベヤ交換修繕、選別コンベヤ交換修繕、付帯設備交換修繕
- 6 工期 令和 4年4月28日 ～ 令和 5年3月31日
- 7 請負代金額 15,400,000 円
- 8 契約締結日 令和 4年4月28日
- 9 契約相手方 住所 埼玉県草加市稲荷2-1-14
名称 (株)北町機械
代表取締役 佐々木 勲
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

随意契約理由書

契約の適用法令 地方自治法施行令

167条の2の1項第5号 緊急の必要による場合に該当

契約の相手方

氏名 (株)北町機械 代表取締役 佐々木 勲

住所 埼玉県草加市稻荷2丁目1番14号

理由

- 1) 本施設の缶プレス機は市町村合併以前から30年以上にわたり使用されているため、油漏れや錆による穴あきなど近年損傷が激しくいつ壊れてもおかしくない状況である。また、4月に発注しないと半導体等部品の供給が遅れてしまうため、年度内の施工が困難となる。
- 2) この機械がないとアルミ缶を出荷することが出来ず施設内にアルミ缶があふれる事態になるため、危機管理上早急な対応が必要である。
- 3) 市内・県内に営業所や代理店がないが、トラブル発生時には最短復帰が出来る体制を整えている。
- 4) 恵那市リサイクルセンターの過去の修繕記録等をメンテナンス情報として把握しており、短期・長期の機器保全管理の実績がある。
- 5) 現在の機械を更新することにより手作業で行っていた業務も全自動となるため作業効率と安全性を確保することが出来る。
- 6) 上記事業者は缶プレス機の自治体納入率が高く、他の多くの自治体でも実績がある。
- 7) 恵那市リサイクルセンターには上記事業者の二方締プレス機が備えられておりメンテナンス時には合わせて作業が可能となるため経費削減になる。

以上の事から、今回行う缶プレス機については、老朽化が激しく古い機械で交換部品もなくいつ壊れてもおかしくない状況であることから、限られた時間内で技術情報やメンテナンスデータの蓄積及び作業を熟知している(株)北町機械以外では作業が困難であるため、この業者と随意契約を締結する。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 8 号
- 3 事業名 宇連浄水場ろ過水量調節機（NO.1）取替工事
- 4 事業場所 上矢作町宇連浄水場
- 5 事業概要 緩速ろ過池用手動式水量調節機 N=1基（取替含む）
- 6 工期 令和 4年4月28日 ～ 令和 5年2月28日
- 7 請負代金額 3,003,000 円
- 8 契約締結日 令和 4年4月28日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区藤江町三丁目 1 6 3 番地
名称 （株）磯村 名古屋営業所
所長 河井 克至
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約とする理由

地方自治会施工令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- ・その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。

串原宇連浄水場の緩速ろ過池のろ過水量調節機 2 基のうち 1 基において、稼働せきが腐食し稼働不可となったため更新が必要となった。この調節機は昭和 58 年頃に設置 30 年以上経過しその他の部分も腐食が進んでおり、部分的な交換修繕が出来ないため、調節機すべての交換が必要である。

このろ過水量調節機は、株式会社磯村の特殊製品であり、他社製品では配管やろ過池構造など改修する必要があるため、費用・工期が増加することから競争入札に適さず、今回既設と同一社同等製品に取り替えるよう株式会社磯村と随意契約を締結したい。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 18 号
- 3 事業名 中野方浄水場浄水濁度計更新工事
- 4 事業場所 恵那市中野方町
- 5 事業概要 浄水濁度計 1基
- 6 工期 令和 4年6月1日 ～ 令和 4年10月25日
- 7 請負代金額 2,453,000 円
- 8 契約締結日 令和 4年6月1日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山3-7-3
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所
中部事業所長 木戸 正昭
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙随意契約理由書のとおり

随意契約理由書

下記の理由により随意契約を行います。

契水工第18号

関係法令	地方自治法167条の2第1項第2号 性質又は目的が競争入札に適さない
契約理由	令和4年度新たに長期契約にて中野方浄水場を含む恵那市水道施設運転管理業務委託をオ ルガノプラントサービス(株)中部事業所と契約しており、中野方浄水場の管理業務の過程 で作業が発生する。また、現地調査も完了しており早期の対応が可能であることから、随意 契約を締結するものである。
見積	1社見積
入札形式	特別な随意契約 紙入札 1社

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 64 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 ごみクレーン点検整備工事
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 年次点検・整備 クレーン台数 2基、巻上装置交換 A・B号
- 6 工期 令和 4年6月1日 ～ 令和 5年3月31日
- 7 請負代金額 11,297,000 円
- 8 契約締結日 令和 4年6月1日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 2 0 6 7
名称 関ヶ原ゼネラル・サービス (株)
代表取締役 浅野 昌隆
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

随意契約理由書

契約の適用法令

167 条の 2 の 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏 名 関ヶ原ゼネラル・サービス株式会社 代表取締役 浅野 昌隆
住 所 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 2 0 6 7 番地

理 由

- 1) 本施設のクレーンは関ヶ原ゼネラル・サービス(株)が、設計、製作、設置、調整を行っている特殊製品である。
- 2) 関ヶ原ゼネラル・サービス(株)には製作時の図面がすべて整っているため、部品や機器の交換時の手配が最短で可能である。
- 3) 関ヶ原ゼネラル・サービス(株)製クレーンである為、設計思想及び機器に対して精通しており、早急な対応が可能である。
- 4) 関ヶ原からエコセンター恵那までは車で約 1 時間半の距離であり、最短復帰が出来る体制を整えている。
- 5) 関ヶ原ゼネラル・サービス(株)には大型機械加工設備(NC 中操り加工機、門幅 3m 5 面加工機等)が整っており、大型機器の対応が可能である。
- 6) エコセンター恵那の過去の修繕記録等をメンテナンス情報として把握しているため、短・長期の機器保全管理が可能である。

以上の事から、今回行うごみクレーンの点検整備は、限られた時間内で過去の点検整備状況との比較や診断等を行うもので、技術情報やメンテナンスデータの蓄積及び作業を熟知している関ヶ原ゼネラル・サービス(株)以外では困難であることから、この業者と随意契約を締結する。

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
 - 2 施行番号 契水環 第 67 号
 - 3 事業名 エコセンター恵那 処理施設定期修繕工事
 - 4 事業場所 エコセンター恵那
 - 5 事業概要 破袋機（回転刃交換3回、スペーサーAB交換）、二次破碎機（回転刃・固定刃交換4回）、熱風炉（バーナー部品交換）、脱臭炉（点検）、成形機（ロールシエル組替3回、リングダイ1回）
月例点検業務。
 - 6 工期 令和 4年6月1日～ 令和 5年3月31日
 - 7 請負代金額 119,350,000 円
 - 8 契約締結日 令和 4年6月1日
 - 9 契約相手方 住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3
名称 JFE環境サービス（株）
代表取締役社長 保延 和義
 - 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当
- 別紙「随意契約理由書」添付

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏名 JFE 環境サービス株式会社 代表取締役社長 保延 和義

住所 横浜市鶴見区弁天町3番地

理由

エコセンター恵那は2014年に炭化炉を停止し、ごみ固形燃料（RDF）のみを製造する施設に変更した。この変更に伴い燃料費のランニングコストを押さえるために必要な乾燥設備・熱交換炉改造工事を行った。また「ごみは資源」であるとの循環型社会の基本理念に基づき、ごみ固形燃料（RDF）を産業界に供給するにあたり、RDFの顧客ニーズに対応したエネルギーとしての形状及び品質安定性、かつ継続的供給能力を担保するため、RDF供給者側の視点に基づく、RDF製造プラントの機能保持が重要な事項となることを念頭に本工事が施工された。

上記の工事は、既設設備の大幅変更を伴うことから、当初からRDF製造に実績のあるJFE環境サービス（株）が設計施工を行った。

今回の定期修繕工事は、RDF製造機器の延命を図ること、及びRDFの安定的な製造を目的として施工することから、当初施工業者であるJFE環境サービス（株）が計画的に施行しているため他の事業者では技術的に不可能である。

以上の理由により、当初施工を行ったJFE環境サービス（株）と随意契約を締結する。

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 70 号
- 3 事業名 リサイクルセンター破碎機破碎刃交換点検等修繕
- 4 事業場所 恵那市リサイクルセンター
- 5 事業概要 部品交換：破碎刃 21枚、スペーサ 25枚、ベアリング 2個、ダストシール 2個
- 6 工期 令和 4年6月1日 ～ 令和 4年12月31日
- 7 請負代金額 4,587,000 円
- 8 契約締結日 令和 4年6月1日
- 9 契約相手方 住所 愛知県大府市横根町惣作 2 0 8
名称 (株) 新居浜鉄工所
代表取締役 森實 建介
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏名 (株)新居浜鐵工所 代表取締役工場長 森實 健介
住所 愛知県大府市横根町惣根 208 番地

理由

- 1) 本施設の破砕機は(株)新居浜鐵工所が、製作・設置・調整を行っている特殊機器である。
- 2) 当該破砕機は(株)新居浜鐵工所製の破砕機であるため、設計思想及び機器に対して精通しており、早急な対応が可能である。
- 3) 市内・県内に営業所や代理店がないため、遠方ではあるが、最短復帰が出来る体制を整えている。
- 4) (株)新居浜鐵工所には破砕刃の在庫があり、緊急時の即時対応が可能である。
- 5) エコセンター恵那の過去の修繕記録等をメンテナンス情報として把握しているため、短・長期の機器保全管理が可能である。

以上の事から今回行う破砕刃の交換及び点検等整備修繕は、限られた時間内での修繕、前年度の点検等の状況を比較・診断を行い、技術情報やメンテナンスデータの蓄積及び作業を熟知している(株)新居浜鐵工所以外では困難であることからこの事業者と随意契約を行うものである。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 19 号
- 3 事業名 田沢配水池配水流量計更新工事
- 4 事業場所 山岡町田沢
- 5 事業概要 超音波流量計 200A N=1台
- 6 工期 令和 4年6月17日 ～ 令和 4年11月28日
- 7 請負代金額 4,730,000 円
- 8 契約締結日 令和 4年6月17日
- 9 契約相手方 住所 東京都目黒区自由が丘3-16-15
名称 シンク・エンジニアリング（株）
代表取締役 岡村 勝也
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由

工事番号 : 契水工第19号
工事名 : 田沢配水池配水流量計更新工事

【 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 】
緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

今年度4月に田沢配水池の配水流量計が故障し正確な配水流量が確認出来ず、施設の運転管理に支障が出ているため、至急修理する必要がある。

当機械に精通した業者であり、通信監理システムとの調整も必要であるため、システム導入と保守管理を行っているシンク・エンジニアリング（株）と随意契約を結びたい。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 20 号
- 3 事業名 大崎浄水場膜ろ過設備膜モジュール更新工事
- 4 事業場所 恵那市長島町中野（大崎浄水場）
- 5 事業概要 膜モジュール更新N=40本（No.1、No.3系列）
- 6 工期 令和 4年6月17日 ～ 令和 5年1月20日
- 7 請負代金額 49,335,000 円
- 8 契約締結日 令和 4年6月17日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山3-7-3
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所
中部事業所長 木戸 正昭
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙随意契約理由書のとおり

随意契約理由書

下記の理由により随意契約を行います。

契水工第20号

関係法令	地方自治法167条の2第1項第2号 性質又は目的が競争入札に適さない
契約理由	<p>大崎浄水場膜ろ過設備は、プロポーザル方式で施工したオルガノ独自の膜ろ過設備であり、他のメーカーの膜モジュールに交換することは機能的に不可能である。</p> <p>既存膜ろ過設備の設計・製造・設置を行ったオルガノ（株）の管理部門となるオルガノプラントサービス（株）中部事業所と、令和4年度新たに大崎浄水場を含む恵那市水道施設の運転管理業務委託を契約しており、管理業務の過程で作業が発生することから、オルガノプラントサービス（株）中部事業所と随意契約を締結する。</p>
見積	1社見積
入札形式	特別な随意契約 紙入札 1社

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 27 号
- 3 事業名 小野川浄水場浄水色度濁度計更新工事
- 4 事業場所 東野
- 5 事業概要 浄水色度・濁度計 N=1台
- 6 工期 令和 4年6月17日 ～ 令和 4年11月30日
- 7 請負代金額 2,970,000 円
- 8 契約締結日 令和 4年6月17日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山3-7-3
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所
中部事業所長 木戸 正昭
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由

下記の理由により随意契約を行います。

1. 関係法令

地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 5 号 緊急の場合に該当

2. 随意契約理由

色度濁度計に不具合が発生しており、実測値と計測値とに誤差が生じている。
性格な値を把握し安全な水道水を供給するために早急な対応が必要である。

恵那市内の水道施設包括業務を請け負っており、配管や計器類に精通している
オルガノプラントサービス株式会社に聞き取りを行った結果、早急の対応が可能
と回答を得られたので随意契約を結ぶ。

3. 見積方法

1 社見積

4. 入札方法

特別な随意契約 紙入札 1 社

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 85 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 定期（点検・清掃）工事
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 脱臭排ガス用空気圧縮機 減温塔用空気圧縮機 計装用空気圧縮機 雑用空気圧縮機 窒素ガス発生装置 排水処理設備 排ガス分析計 酸素濃度計 塩化水素濃度計 ガス検知警報器 二酸化炭素消火設備 非常用発電機 乾燥設備等 清掃業務
- 6 工期 令和 4年6月29日 ～ 令和 5年3月31日
- 7 請負代金額 43,450,000 円
- 8 契約締結日 令和 4年6月29日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号
名称 メタウォーター（株）営業本部 中日本営業部
部長 糸田 貴史
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当
- 別紙「随意契約理由書」添付

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏名 メタウォーター株式会社 中日本営業部 部長 桑田 貴史
住所 名古屋市西区名駅二丁目27番8号

理由

本施設は、性能発注方式により(株)栗本鐵工所が受注し、設計及び施工を行った施設である。そのため、機器や設備の管理には特殊技術を必要とするものが多数存在し、そのメンテナンスは設計施工を行った業者以外出来ないため、施工業者の(株)栗本鐵工所がしばらくメンテナンスを行っていた。その後、平成20年10月に(株)クリモテクノスへ環境事業部門が事業譲渡され、さらに平成21年7月に(株)栗本鐵工所及び(株)クリモテクノスからメタウォーター(株)へ3社契約により環境事業部門が事業譲渡された。現在ではメタウォーター(株)が技術情報を含めメンテナンス技術を引き継いでいる。

以上の事から、今回行う各機器の点検整備には、限られた時間内で過去の点検整備状況との比較や診断、及び清掃作業により、飛灰、排ガスのダイオキシン類の発生を抑制することを目的として行う整備であるため、技術情報やメンテナンス情報を引き継ぎ、作業を熟知しているメタウォーター(株)以外では困難であることからこの事業者と随意契約を締結する。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 21 号
- 3 事業名 山岡久保原浄水場浄水設備機器更新工事
- 4 事業場所 山岡町久保原浄水場
- 5 事業概要 一次ろ過装置更新 N=1基、二次ろ過装置更新 N=2基（内1基既設移設）
- 6 工期 令和 4年6月30日 ～ 令和 5年2月28日
- 7 請負代金額 185,680,000 円
- 8 契約締結日 令和 4年6月30日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区春岡1-1-2
名称 日本原料（株）名古屋営業所
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由

契水工第 21 号

山岡久保原浄水場浄水設備機器更新工事

本工事の目的は、久保原浄水場の浄水設備の更新工事である。

昨年度、浄水設備が故障し、緊急措置として屋外に代替の浄水設備を設置し現在運用している。この代替設備は、コンパクトで現地原水に対して浄水性能を満たし、現在の膜ろ過方式よりも経済的であるため、本工事で屋内に移設し使用する。併せてろ過方式を急速濾過方式に変更することとし、一次ろ過装置、二次ろ過装置を更新する。運転しながらの更新工事となるため、代替の浄水設備と密接不可分の関係にあることから、同一業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の運用に著しい支障が生ずるおそれがあるため、代替浄水装置の納入者である日本原料株式会社名古屋営業所を随意契約の相手方とするものです。